

※平成 29 年 2 月 24 日現在。今後変更になる場合があります。

(参考 1-E)

(平成 28 年 12 月 1 日に公表した内容から変更がある場合、赤字で表記しています)

※「参照先」は、交付申請等マニュアル(交付申請編、または完了報告編)の掲載ページです。

【E】エコ住宅への建替え(分譲)の必要書類

<事業登録時>

書類名	備考	提出方法	参照先
除却事由(耐震性を有しない住宅である)が確認できる書類			
①(除却住宅)建物の不動産登記 現在事項 証明書	・法務局が発行 ・昭和 58 年 3 月 31 日以前の新築であること ・除却済の場合、⑤閉鎖登記の提出により省略可	写しを 申請ポータルに アップロード	E-27
<①により確認できない場合に追加提出> ②(除却住宅)確認済証または建築台帳記載事項 証明書	・自治体等が発行 ・確認済証の発出が昭和 56 年 5 月 31 日以前であること		E-28
除却工事の発注者等が確認できる次のいずれかの書類			
③(除却住宅)解体工事の請負契約書	・発注者が、補助事業者(分譲事業者)であること	写しを 申請ポータルに アップロード	E-29
<自社施工のため③により確認できない場合> ④(除却住宅)産業廃棄物管理票(マニフェスト) B2 票	・排出者が補助事業者(分譲事業者)であること ・排出場所が除却住宅の所在地であること ・1 枚で可。ただし、所謂建設系廃棄物に*1 該当すること		E-30
<事業登録時に除却済の場合> ⑤(除却住宅)建物の不動産登記 閉鎖事項証明書	・法務局が発行 ・平成 27 年 10 月 12 日以降の取壊しであること		E-31

<交付申請時>

書類名	備考	提出方法	参照先
【様式 1】交付申請書	・手書き不可(必ず申請ポータルから出力)	押印した原本 を郵送	E-23
【様式 4】共同事業実施規約(エコ住宅への建替え)	・補助事業者と共同事業者(購入者)が締結したもの	写しを 申請ポータルに アップロード	E-32
共同事業者(購入者)の本人確認書類	・いずれか 1 つ ◆運転免許証 ◆パスポート ◆在留カードまたは特別永住者証明書 ◆健康保険証または後期高齢者被保険証 ◆(マイナンバーの記載のない)住民票の写し		E-33
(エコ住宅)不動産売買契約書	・購入者が共同事業者であること ・契約日が事業登録日以降であること		E-35
(エコ住宅)確認済証	・自治体等が発行 ・建築主が補助事業者(分譲事業者)であること ・補助事業の開始日*2が事業者登録日以降であること ・建築確認が不要な地域のみ「建築工事届*3」で可		E-36
<自社施工の場合を除く> (エコ住宅)工事請負契約書	・補助事業の開始日*2が事業者登録日以降であること ・自社施工の場合省略可		E-37
(エコ住宅)省エネ性能を証明する書類	・参考 3 参照		E-38

<完了報告時>

書類名	備考	提出方法	参照先
【様式 11】完了報告書(兼、請求書)	・手書き不可(必ず申請ポータルから出力)	押印した原本 を郵送	完 E-7
共同事業者(購入者)の住民票の写し	・登録住所が対象住宅であること ・マイナンバーの記載がないもの	写しを 申請ポータルに アップロード	完 E-11
(エコ住宅)検査済証	・建築確認が必要のない地域は省略可		完 E-12
(エコ住宅)建物の不動産登記 現在事項証明書	・法務局が発行		
<事業登録時に未除却の場合> (除却住宅)建物の不動産登記 閉鎖事項証明書	・法務局が発行 ・平成 27 年 10 月 12 日以降の取壊しであること		

*1 『建設系廃棄物』とは、「廃プラスチック」「紙くず」「木くず」「繊維くず」「金属くず」「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」「がれき類」およびこれらの混合物をいいます。

*2 『補助事業の開始日』とは、建替後のエコ住宅における「確認済証の発出日」または「工事請負契約の締結日」のいずれか遅い日付をいいます。

*3 建築確認が不要な地域において、自社施工により分譲住宅を建築する場合、補助事業の開始日が確認できないため、対象外となります。

※平成 29 年 2 月 24 日現在。今後変更になる場合があります。

(参考 3)

(平成 28 年 12 月 1 日に公表した内容から変更がある場合、赤字で表記しています)

※「参照先」は、交付申請等マニュアル(交付申請編)の掲載ページです。

【エコ住宅への建替え】省エネ性能を証明する書類

下記の書類のうち、いずれか 1 つ (1 つの書類又は組み合わせ)

構造	補助額	証明書	発行元*1	参照先	
非木造	(イ)	30 万円/戸	省エネラベル適合証 (住宅事業建築主基準適合証)	登録建築物調査機関	E-39
			低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証	登録住宅性能評価機関等	
			低炭素建築物新築等計画認定通知書	所管行政庁	
			設計住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級 5)	登録住宅性能評価機関	E-38
			BELS 評価書☆☆☆	登録住宅性能評価機関等	
	フラット 3.5S 設計審査に係る通知書 + 申請書 (金利 A プラン、省エネルギー性に限る)	フラット 3.5S の 適合証明機関			
	(ロ)	40 万円/戸	BELS 評価書☆☆☆☆	登録住宅性能評価機関	E-38
			(イ) の書類のいずれか 1 つ + 長期優良住宅建築物新築等計画認定通知書*2	(イ) の書類の発行機関 + <認定通知書> 所管行政庁	— E-40
	(ハ)	50 万円/戸	BELS 評価書☆☆☆☆	登録住宅性能評価機関	E-38
			BELS 評価書☆☆☆☆ + 長期優良住宅建築物新築等計画認定通知書*2	<BELS> 登録住宅性能評価機関等 <認定通知書> 所管行政庁	
木造	(ニ)	30 万円/戸	設計住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級 4 または断熱等性能等級 4)	登録住宅性能評価機関	E-38
			BELS 評価書☆☆	登録住宅性能評価機関	
			フラット 3.5S 設計審査に係る通知書 + 申請書 (金利 B プラン、省エネルギー性に限る)	フラット 3.5S の 適合証明機関	
			すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書 (断熱等性能等級 4 または一次エネルギー消費量等級 4 以上の 場合に限る)	登録住宅性能評価機関	E-40
	(ホ)	40 万円/戸	(イ) の書類のいずれか 1 つ	(イ) の書類の発行機関	—
			長期優良住宅建築物新築等計画認定通知書*2	所管行政庁	E-40
	(ヘ)	50 万円/戸	BELS 評価書☆☆☆☆ または ☆☆☆☆☆	登録住宅性能評価機関等	E-38
(イ) の書類のいずれか 1 つ + 長期優良住宅建築物新築等計画認定通知書*2			(イ) の書類の発行機関 + <認定通知書> 所管行政庁	— E-40	

*1 証明書を取得するための手数料は、機関により異なりますので各機関にお問い合わせください。

*2 交付申請時に認定通知書が交付されていない場合には、長期優良住宅建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を提出し、完了報告時に認定通知書を提出してください。